

発議第21号

市議会議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び松阪市議会会議規則第88条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

平成27年12月17日 提出

松阪市議会議長 大 平 勇

記

1 広報広聴委員会視察調査

(1) 派遣議員 広報広聴委員会委員 9人

水 谷 晴 夫議員（委員長）
川 口 保議員（副委員長）
楠 谷 さゆり議員（委員）
深 田 龍議員（委員）
沖 和 哉議員（委員）
松 岡 恒 雄議員（委員）
大 平 勇議員（委員）
永 作 邦 夫議員（委員）
松 田 千 代議員（委員）

(2) 派遣目的 広報広聴委員会が松阪市議会の広報広聴機能を強化するために、先進地の視察調査を行う。

(3) 派遣場所 岐阜県可児市
岐阜県高山市

(4) 派遣期間 平成28年1月25日から26日までの2日間

(5) 派遣費用 松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定めた旅費を支給するものとする。